

令和3年

# 文教委員会会議録

とき 令和3年8月18日

品川区議会

令和3年 品川区議会文教委員会

日 時 令和3年8月18日(水) 午後1時00分～午後3時34分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広王 君 副委員長 湯澤 一貴 君  
委員 松澤 和昌 君 委員 つる 伸一郎 君  
委員 安藤 たい作 君 委員 吉田 ゆみこ 君  
委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 米 田 教 育 次 長  
有 馬 庶 務 課 長 工 藤 指 導 課 長  
矢部教育総合支援センター長 柏 原 子 ども 未 来 部 長  
廣 田 参 事 山下子ども家庭支援センター長  
(子ども育成課長事務取扱)  
伊 東 子 育 て 応 援 課 長

○午後1時00分開会

○あくつ委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

なお、本日の委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、適宜入替えを行いながら、部ごとにそれぞれの議題を執り行う進行とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

最後に、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。これまでの通例としましては、議題に入る前の撮影を許可している状況です。

それでは、それぞれご意見をお願いいたします。

○松澤委員

許可いたします。

○あくつ委員長

通例どおりですか。

○松澤委員

はい。通例どおりで。

○つる委員

通例どおりで、お願いいたします。

○安藤委員

写真撮影は、特に冒頭だけでなく、本会議と同様に、自席であればいつでも撮影して構わないと思います。

○吉田委員

生活者ネットワークも、いつ撮影していただいても結構だと思います。

○松本委員

いつ撮影していただいても結構です。

○あくつ委員長

副委員長、いかがでしょうか。

○湯澤副委員長

通例どおりで。

○あくつ委員長

今ご意見を伺いましたところ、冒頭のみが3名、冒頭に限らずいつでも撮影を許可というのが3名ということでございましたので、私のほうで、通例どおり、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにさせていただきたいと思います。

撮影につきましては、自席から窓側に向かったアングルで撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影をお願いいたします。

[写真撮影]

---

## 1 報告事項

(1) 令和2年度品川区立学校における体罰等の実態把握について

### ○あくつ委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和2年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○工藤指導課長

それでは私から、令和2年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、資料につきましては、左上ステープラーどめの両面刷り3枚、2枚目は片面刷りのものがございます。

まず、1、調査の概要でございます。(1)調査の趣旨でございますが、本調査は、体罰や体罰の疑いがある事例を見逃さず迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としてございます。東京都教育委員会が全区市町村を対象に調査を依頼し、実施しているものでございます。

(2)調査対象でございますが、小学校、中学校、義務教育学校を合わせて全52校で実施してございます。それぞれの校種の中には義務教育学校の前期課程、後期課程それぞれを含んでいる数でございますので、小学校37校、中学校15校という表記でございます。

(3)調査内容でございますが、令和2年度内に発生した体罰、不適切な指導暴言等および行き過ぎた指導、またはその疑いがある事案の実態でございます。

(4)調査方法でございますが、教職員は校長による聞き取り調査、また、児童・生徒には質問紙の調査を実施し、必要に応じて校長、副校長による聞き取り調査を行ってございます。

(5)調査対象期間でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発生した体罰等を対象としておりまして、調査は各学校におきまして、令和2年12月1日から12月18日までの間に実施してございます。なお、調査期間以降に発生した案件につきましては、順次追加をすることとなっております。

次に、2、報告数でございます。(1)学校別報告数の最後の行、本調査への報告数についてご覧いただければと思います。小学校が36件、中学校が7件で、合計43件でございました。

(2)申告者別報告数でございますが、こちらにつきましては、上から順に、教員本人による申告は小学校が1件、中学校が1件。他の教員からの申告は小学校が2件、中学校が0件。児童・生徒本人によるものは小学校が35件、中学校が5件。他の児童・生徒からの報告は小学校2件、中学校1件。保護者、地域住民からの申告につきましては、小学校はともに0件、中学校は保護者から1件でございました。これらの合計数は小学校で40件、中学校で8件、合計48件でございました。

続いて、おめくりいただきまして2ページでございます。

3、報告の内容でございます。(1)体罰等の有無でございますが、一番上の体罰でございますけれども、こちらは小学校、中学校ともに0人でございます。

次に、不適切な行為に該当されるものでございますが、ア、イ、ウとそれぞれでございますが、指導の範囲内も含めて、分類例を表の下に示してございますので、ご覧いただければと思います。表に戻りまして、不適切な行為のうち、アの不適切な指導でございますが、小学校は3人、中学校は1人でござい

ました。イの暴言等でございますが、小学校は1人、中学校は1人でございます。ウの行き過ぎた指導ですが、こちらは小学校、中学校ともに0人でございます。

指導の範囲内以下につきましては、表のとおりでございますので、ご覧いただければと存じます。

続いて、下段のほうの(2)報告のあった事案のうち、体罰以外と東京都教育委員会が判断をした事案例につきましては、本区で発生した不適切な指導の事例と、指導の範囲内の事例を記載してございます。こちらもお読みいただければと存じます。

続いて3ページでございます。4、体罰の根絶を図るための取組を記載させていただきました。(1)学校への指導につきましては通知あるいは校長連絡会等における学校への指導を行うとともに、(2)学校組織としての意識の向上、(3)教職員研修の充実、(4)通報システムの活用・周知徹底、(5)体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用の促進など、これまでも様々に取り組んできたところでございますが、改めてこれからも継続して行ってまいりたいと考えてございます。

また、下段に取組事例を載せさせていただきました。各学校における具体的な取組事例でございます。こちらもお読みいただければと思います。

体罰の発生数でございますが、先ほど申し上げたとおり0人ということで、発生はございませんでした。ただ、その一方で、不適切な指導あるいは暴言等につきましては、いまだなくなる状況が見られるところでございます。引き続き、不適切な行為を含めた体罰等、根絶するよう全力で取り組んでまいります。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○松本委員

まず、これは東京都からの調査依頼だと思っておりますけれども、調査対象で、教職員、児童・生徒というふうになっているのですが、申告者別報告数で保護者が出ていたり、地域住民という枠があるのですけれども、イメージとしては、教職員に対しては校長先生から聞き取り調査、児童・生徒は質問紙を配っているというふうに思うのですが、保護者と地域住民という枠がある、そしてまた保護者からが1件となっているのは、どういうことなのでしょう。

#### ○工藤指導課長

ご指摘いただきましたように、調査そのものの方法としては、学校での聞き取り調査などをお示ししてございますが、そのほか幅広く様々なところから声を頂戴する、そういうことが発生したのであれば、当然のことながら把握する必要があるということで、例えば保護者向けには、学校から直接の通知、あるいは学校だよりなどを通じて、本調査を行っていることを周知いたします。また、それ以外のところでいえば、当然のことながら体罰等があってはならないということは、従来から学校教育活動をする中で、保護者にも繰り返しお知らせしているところでございます。あわせて、それは地域住民の方に対しても、お声をいただく場合、例えば学校に対して電話があるとか、教育委員会に電話があった場合というのも含めて、全ての声をもとにしながら、本調査に含めるということでございます。

例えば当該学校に対するお問合せなどが電話であった場合は、その当該学校に関して調査をするということですから、報告件数として上がってくるということでございます。

#### ○松本委員

ありがとうございます。今の点で、本調査というのは、品川区が把握していることにこれを加えてい

るのか、それとも東京都への報告に対しても、今の地域住民とか保護者からというのを含めて報告するのか、そちらはどうなっているのでしょうか。

#### ○工藤指導課長

例えば保護者からの報告は、当該児童・生徒の保護者からの声も含めて、東京都への報告も、品川区が把握しているものと全く同じものでございます。品川区教育委員会で把握したものは、全て東京都に報告をするということでございます。

#### ○松本委員

ありがとうございます。

それと、この調査方法なのですが、この前もどこか、予算特別委員会か決算特別委員会で取り上げたのですが、体罰というのは基本的に教師から行われるということで、その体罰を受けている、あるいはそれを見ている児童・生徒からすると、体罰を行っている教師に対してこの調査用紙を提出するというのは、やはりハードルが高いのかなといつも思うのです。たしか以前確認したところだと、これは担任が児童・生徒に配って、記名式で回収するというふうになると、やはり抵抗があるのではないかと思うのです。

これは東京都からの調査依頼なので、区がやり方を変えるのは難しいかもしれませんが、その辺り個人的には、匿名にするとその後の調査ができないという問題もあるのですが、やはり調査方法の部分、担任が配って回収するという方法ではなく、やり方はいろいろありますけれど、後で出てくる目安箱というものもありますし、郵送にするとか、方法は幾つかあると思うのですが、その辺り東京都の教育委員会と協議ということは行われていないのでしょうか。お願いします。

#### ○工藤指導課長

調査のご指摘のところにつきましては、調査用紙はやはり記名式で行っております。ただ、東京都のほうでも、担任等から受けている場合は申しにくいということで、今のところ質問紙については二つ折りにして出しましょうと、出す段階では分からないようにするにしても、渡す相手が担任である場合は、その懸念は残るのかなというところがございます。

ただ、ご指摘いただいたように目安箱であるとか、ほかの声を拾う取組も併せて行ってございますし、また、当該者だけではなくそれを見聞きしている者からの申告も併せて把握する必要があること、また、それ以外で、各学校のそれぞれの取組の中で、無記名式で子どもの声を拾う取組をしている場合は、それらも併せながら確認していくという内容でございます。記名式で行っている中で申しにくいということも、ほかの様々な取組も併せながら行っているもので、本調査におきましては、そういった調査方法、質問紙を使っているということになるかと思えます。

そういった課題があるということは、私ども東京都教育委員会のほうに情報提供しながら、実際にすぐ改善するかというところは、また協議をいただくこととなりますけれども、声のほうは東京都教育委員会のほうにお伝えしているところがございます。

#### ○松本委員

ありがとうございます。今回は東京都からの依頼ということなので、できる範囲には限界があると思うのですが、今お話しいただいた目安箱なども、では、目安箱に何を入れたらいいのかということが具体化されないと、結構分かりにくいところもあります。これはいじめも同じだと思うのです。目安箱を置きましたというだけでは、じゃあ、何を届け出たらいいのか。いじめもそうですし、例えば家庭での児童虐待などもそうですけれども、こういうことがあったら教えてくださいねというふうな具体的な

話をできるだけ、教育委員会としても各学校に、そういった周知をしていただきたいということが1点。

あと、最近、小学生だとスマホは持っている率はまだ、それでも昔に比べるとはるかに高まっていますけれども、中学生はかなりスマホの保持率が高まっていて、通報システムが、今こちらに書いてあるものだと、教育委員会直通電話と携帯電話、PCによる連絡手段とありますが、これは虐待などもそうですけれども、スマホが今は結構多くなっていて、LINEを使ったものというふうな取組がかなり、いろいろなところで始まっています。なので、目安箱はどういうものを投函したらいいのかという具体化と、LINE、スマホを使った通報システムの構築というものが必要になってくるかなと思うのですが、その辺り、これは要望も含まれますが、ご見解をいただければと思います。

#### ○工藤指導課長

今いただきましたように、本調査は期間を定めて行っている、ただし、年間通じてというところで、この期間後も、当然のことながら把握したものについては確認に努めているところでございます。そういう意味では、現在、タブレットを使った活用というのを検討しているところもございますので、そういったものを含めて、子どもの声を拾うセーフティネットは広いほどいいと私どもも認識しておりますので、そういった意味では本調査も含めながら、そういった声をしっかり把握し、体罰の根絶に努めていきたいと考えているところでございます。

#### ○矢部教育総合支援センター長

今、目安箱のお話が出ましたので少し補足させていただきます。学期の初めに管理職から、全校児童・生徒に向けて、目安箱の内容を周知しています。中身は、今お話しのお話のいじめですとか、困ったこと全般でございます。

もう一つ、スマホを持っている子どもたちがデジタルを使った相談機能ということで、1つは、東京都を中心として国の機関も含めた相談機関の一覧を、初めに、春にお配りしています。もう1点は、子どもたち1人1台配布させていただいていますタブレットに、相談機能、チャイルドライン、またアイシグナル等をつけて、子どもが直接自分のタブレットからSOSが出せるような仕組みにしております。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○安藤委員

ご存じのように昨年4月から、親などによる体罰禁止を明記した改正児童虐待防止法というものが施行されて、同じ年の2月、先立って厚労省が、体罰の定義や範囲などを取りまとめたパンフレットを出しました。その中に体罰の定義についていろいろ書いているのですが、身体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されると、紹介されているのです。

こういう体罰を巡る、虐待とかに対する社会的な心配というか世論が高まる中で、こういう大きな社会情勢の変化、法律まで変わったということなのですが、この調査は平成24年から毎年行っているということですが、この間大きな変化があったわけなのですが、この調査の方法とか考え方に何か反映されて変化したものというのはあるのか。法律の施行前と後で、何か変化があったのかというのを伺いたいというのが1点です。

それと、先ほど紹介した厚労省の定義からすると、資料の2ページ目の不適切な行為というところで、これは体罰ではないということだと思うのですが、不適切な指導の分類例で、手をはたく、おでこを弾く、小突くなどがあります。これは体罰に分類されないというのは、もう時代遅れなのではないか

と。具体的に、これを見てとても思うのですけれど、その辺りはどうなのでしょう。伺いたいと思います。

#### ○工藤指導課長

まず体罰の定義でございますけれども、私どもこの間、委員ご指摘のような流れがあるのは存じておりますけれども、本調査、またその体罰の定義につきましては、特段これまでどおりで行っているところでございます。学校教育法第11条で規定されている体罰の禁止に基づき、私どもで言えば、体罰の定義は、東京都教育委員会が作成するものに基づきながら行っているところでございます。

また、その際には、教員に認められている懲戒もありながら、「懲戒のうち、教員が児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という」という、この定義に基づきながら、本調査を行っているところでございますし、また、日頃から体罰等の撲滅に取り組んでいるところでございます。

〔「不適切な指導は体罰ではないかのところ」と呼ぶ者あり〕

#### ○工藤指導課長

それに基づきまして、その中でやはり体罰という場合には、懲戒のうち教員が、繰り返しですが、「児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為」、直接的というのは強くたたく、殴る、蹴る、投げるなど、また間接的は、長時間にわたる正座、起立などが含まれるものでございます。それに加えて、不適切な行為、不適切な指導に当たるものにつきましては、肉体的な負担を与えているものの、これは軽微な有形力の行使であるというふうに判断される場合、具体例としましては、そこに示しているように手をはたく、おでこを弾く、尻を軽くたたく、小突くなども含め、それらは分類上、不適切な指導ということですが、ただし、これは許されるものではないという認識のもとで、私ども指導に当たっているというのは、体罰と変わるところではないというものでございます。

#### ○安藤委員

許されるものではないという認識のもとにということ、そのとおりでと思うのですけれど、やはり調査の基準というか分類が非常に古いので、結果的に体罰はゼロということで報告されていくわけですよ。そうすると、やはり今の社会、国の流れと大きくずれていくというか、本当なら把握しなければいけない実態が不正確になってしまうと思うのです。

私が紹介したパンフレットは厚労省なので、確かに学校の文科省とはまた、縦割りの弊害なのか、そごがあるのかなと思うのですけれど、虐待ですとか体罰についての最新の国の動きという点では、やはり私は、都から依頼の調査かもしれないですけど、そうは言っても最新の内容、知見に合わせていく必要があると。この内容も、ずっと変わってないという話ですけど、先ほど紹介したような動きを踏まえたものに、ぜひ改善していただきたいと思っておりますし、それは都に意見を上げてほしいと思っております。それはぜひお考えを伺いたいと思っております。

あわせて、先ほど、子ども自身の報告のやり方についての質疑を、松本委員がしていましたけれど、私も今のようなやり方ですと、子どもから声や意見を聞くというのは非常に難しいのです。大体、言ってはいけないことを先回りしたり、本当に本音を出すというか、実態を出してもらうというのは、よほど信頼されている人にしか言わないわけです。こういう本人の思いを出しづらいような形式、やり方をとっている限り、正直、ほとんど意味がないと思うのです。ですから、ここはもう改善が必要だと、私も意見として言います。

質問としては、資料の1ページ目の報告数で、中学校の生徒本人からの申告が、小学校に比べてとて

も少ないのです。むしろ中学校のほうが厳しい指導というのはあるのではないかと思うので、不自然なのです。1年前のこの同じような報告のときに伺ったのですが、小学校の児童については、先生からされて嫌なことはありますかみたいな感じで、年齢に応じてソフトに聞いているという話を伺いました。中学校の場合はもっと直接的に聞いていると思うのですが、先ほどの担任に用紙で申告となると、本音を書けないということが、この数字に表れているのではないかと思うのです。この中学校の生徒本人の申告が小学生に比べて少ないというのは、どういう理由だと分析されているのか。子ども自身の申告、調査の仕方と併せて、ご見解を聞かせていただきたいというのが、次の質問です。お願いします。

#### ○工藤指導課長

いわゆる教員からの児童・生徒に対する体罰の定義につきましては、学校教育法、並びに文部科学省の通知等によって行っているところがございます。また、ご指摘の流れというのはやはり親、保護者からということもありながら、体罰という言葉はありますけれど、その定義におきましてはそれぞれございますので、それに従って行っているものでございます。

また、子どもの声につきましても、小学校と中学校の差異につきましては、見聞きした事案も含めながら、客観的にそれらを見てどう判断するか、実はこの調査においても非常に重要なところは、何が許されるもの、許されないものかというのを児童・生徒にも理解いただくということが、指導上最も大事なところがございます。ですから、学校内において、例えば実際に身体的な接触を伴う指導というのは、直接的な技術の指導である体育の場面とかを除けばほとんどないはずで、起こり得ないことも含めて、児童・生徒に理解を求めるものでございます。

また、有形力を行わないものにつきましても、暴言も含めて、そういった理解を含めているところがございますので、この分析といたしましては、中学校になって件数が少なくなるというのは、そういったものを客観的に把握できるようになってくる年代も、中学校、また義務教育学校の後期課程の成長の部分だろうというふうに認識するところがございます。そういったところで、私も繰り返し、何が許されないか、教員であっても許されないというところをしっかりと、児童・生徒にも指導していくのが大事であるということを含めながら、また保護者、地域も含めて、そういった指導を行っているところがございます。

引き続き、そういったことを取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

#### ○安藤委員

体罰の定義はそれぞれあると言ってしまうと、おしまいというか。やはり、最新の体罰、虐待という、社会問題が大きくなって法も変わったわけですから、そういう最新の世論の動き、国の知見というものを踏まえたものに、ぜひ改善していただくよう、そこは都に特に意見するというご答弁はありませんでしたけれど、ぜひ再度お願いしたいと思います。

それと最後に、こういう調査の意味というのは、今、課長からもるありましたけれど、一つはやはり体罰がいかにマイナスの影響を、本人の成長に与えるかということを理解してもらうとともに、体罰によらない子どもの指導といいますか、親だとしつけになるかもしれないし、学校だと指導になるかもしれないですけど、そういう体罰によらない指導というものを、いかに普及していくかということだと思うのです。

そこで、3ページにこれからの取組についていろいろ書いているのですが、(5)体罰根絶DVDというのはどういう内容なのか。詳細を確認して臨めなかったのが、不勉強で申し訳ないのですけれど、こういう啓発的な内容はとても大事だと思うのですが、タイトルが「STOP体罰」ということなので、

どちらかという体罰は駄目だ、駄目だということが強調されていると思うのですが、今、私が言ったような、別に体罰をしたくてしているわけではないので、体罰によらない子どもへの接し方というか指導の仕方というのは、含まれた内容なのか。それと、このDVDは実際どういうふうに活用されているのか。その活用の状況を伺いたいと思います。

#### ○工藤指導課長

ご指摘いただいたDVDの内容でございますけれども、様々な事例を含めながら、例えば、何が体罰で、何が体罰でないか、例えば問題行動等に対してしっかり叱ったり、指導として行われる行為、つまり正しい生徒指導、児童指導はこういったことであるということも含めながら、他方で体罰や暴言に当たるものはこういうものだということが、視覚的にも分かるように、それが教員向け、生徒向け、児童向けにも示されている内容でございます。そういった意味では、児童・生徒を含め、教員もどういう指導が正しくて、どういうことが認められないかというのが把握できるものでございます。

こちらにつきましては全学校に配布されてございます。ただ、毎年度、7月、8月は体罰防止月間ということで、特に重視して行ってございますので、その中においては適宜活用いただいて、見ていただくと。特に、新規採用の教員等はもちろん見たことがないですから、学校での研修の中では繰り返し活用いただいているものでございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。やはり児童・生徒、保護者、学校、子どもに関わる全ての大人、社会が、体罰とは何なのか、それが子どもにどういう影響を与えてしまうのか。一方で、子どもが健全に成長するためには何が必要なのか、そういうところをみんなで共有していくというか、そういうことがすごく大事だと思います。今後、私ももう少し詳しく勉強して、このDVDの内容なども確認したいと思うのですが、そういう動きを全体でつくっていくことが必要だと思いますので、教育委員会としても、今後とも努力をいただきたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○吉田委員

皆さんの質疑を伺いながら、少しずついろいろなことが分かってきたのですが、先ほど松本委員からご質問があったのは、たしか2019年の決算特別委員会のとき、調査について質問をしたところ、二つ折りにして担任にアンケートを出すということで、それはちょっと不適切ではないかと思ひ、そのときも改善を求めたのですが、そのままということです。確かに東京都の調査ということなので、それを変えるのは難しいかもしれないけれども、そうであるならば、もう少し答えやすい調査を区として行うということではできないのでしょうかというのが質問の1点です。

その区としての調査ということ考えたとき、この調査対象期間は1年間というふうに、その年度になっているではないですか。たしか2019年に質問したときも思ったのですが、これをもう少し広げるわけにはいかないのかということなのです。今の担任に対する意見を、今の担任には言えないけれども、少し遡ったことであれば、今の先生は信頼できるから言えるということもあるのではないかと思います。特に小さい学年の子どもだと、1年間、4月1日から次の年の3月31日までですよと言われても、その記憶が1年間の中かどうかということも、はっきりしないこともあるのではないかと思います。もう少し子どもが答えやすい調査を、区として独自にできないのかということと、その調査の中で、少し年度の幅を広げれば答えやすくなるのではないかと思いますので、その辺について教えていた

だきたいと思います。

それから、DVDの「STOP体罰」、これはぜひ質問しようと思っていたら、今お答えがあったのですが、子どもたちにとっても、これは体罰なのだよ、これは嫌だと言っているのだよということが、含まれている内容と理解したのですけれど、それを見る機会を、たしか7月、8月ですか、ですけれど、もし調査を12月1日から12月18日までの間に実施するとしたら、これは東京都の教育委員会の調査ですけれど、そのときに、このDVDを活用してこれは体罰なのだよと、子どもたちがそれは体罰だと、嫌と言っているのだよということを促すような取組というのは、区としてできると思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

#### ○工藤指導課長

3点いただきました。まず、本調査の在り方も含めてというところでございますけれども、あくまでもこの調査は東京都教育委員会からの依頼をもとに、この時期に取りまとめをしているものでございませぬけれども、例えば不適切な指導に当たるものが発生した場合、ほぼ即日、遅くとも翌日には私どもに報告が上がっている案件、それも含めての調査結果というふうにしておりますので、大事なことはこれが発生しないこと、また、発生した場合、速やかに報告が上がってくること、そして、もちろんあつてはならないことでもありますから、そういった指導を教員にも徹底し、また、児童・生徒のケアもするのが大事だというふうに認識しております。

そういう意味では、この期間も含めてのお話でございますけれども、毎年度行っているこの調査というのは、それでも埋もれる案件があつてはいけないということで、この調査を用いながら把握に努めているところでございます。毎年度行っている調査が、やはりきちんと上がってきているという前提のもとに進めているところでございますので、区として調査を詳細にということでありましたけれども、現状としては、この調査を行うということと考えているところでございます。

また、遡るという点につきましては、やはり毎年度、毎年度、きちんと児童・生徒の声も含めながら把握をしているというところで進めておりますので、現状のところ遡つての調査も、私どもで独自に行うものも含めて、考えているところではございません。

その上で、先ほど申し上げた7月、8月という期間は、研修というのは年間通じて各学校で行うのですけれども、特に4月、7月、8月、12月と期間を定めて、重点項目を設けてございます。そのうち7月、8月は体罰等が重点項目になっているということでございます。

また、このDVDにつきましては、当然のことながら12月のときにも、学校長の講話、また保護者への通知も含めながら、児童・生徒の指導に対しましてはこのDVDも活用しながら、学校によっては4月に行っているところも出てきます。早い時期に何が認められるのか、認められないのかという把握も必要だと思いますので、そういった意味では、ご指摘いただいたようにDVDの活用についてはときを選ばず、また、区としても12月実施の時期も含めながら、適宜行うようにというふうに指導してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○吉田委員

いろいろ工夫はしてくださっているようなのですけれども、現実問題として、やはり子どもたちとしては言い出しにくいということがあるのと、それから、例えば目安箱についても、目安箱の取組は大変いいのですけれども、それがいじめのこととか、困ったこと全般となるとかなり広がるので、入れやすくなるかなとは思っているのですけれども、やはり目安箱に入れるということは、誰かのいじめの告発、体罰の告発をすることになるということで、それ自体が入れにくいのだという声も聞いています。子ども

たちは思った以上に、なかなか言い出しにくいという現実はぜひ踏まえて、なるべく子どもたちの目線で言いやすいということ、もう少し心がけていただけたらと思います。目安箱のことについてはそういう声があるので、見解を伺いたいと思います。

それから、不適切な指導は許されるものではないという認識だということは、そのとおりだと思いますけれども、「襟首をつかんで連れ出す」というのは、私も最初にこの資料を読んだとき、これはもう明確に体罰でしょうと思いました。現にそういうことを目撃したという保護者の方とか、生徒の声は聞いております。ただ、公式的ところで質問すると、いや、そういう事例はないというふうになるので、その辺のギャップを埋めるような工夫がどこかでされるべきだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○矢部教育総合支援センター長

目安箱についてお答えいたします。お子さんが内容的に言い出しにくいという実情があるのは、理解ができます。先ほど指導課長も話しましたとおり、様々な手段が大事だと考えております。目安箱の中身については、例えば先生の言葉のことですとか、お友達への自分との態度の違いとか、細かいところも上がってきます。学校の教員は直接それを開けることはできませんので、教育委員会の係がそこに出向いて、必要があればうちのHEARTSという機関もありますし、教育相談員、またスクールカウンセラー、学校の先生にという場合もあれば、学校の先生にそのままお返しして、解決していただいているということもございます。そのほか、目安箱以外にもスクールカウンセラーとの話の中で、先生との対応について話が出ることもございますので、そのような様々な窓口の中で解決いくものと考えております。

#### ○工藤指導課長

不適切な指導の例、ご指摘いただいた襟首をつかんで連れ出すということですが、想定される事例でいうと、チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった場合、これは不適切な指導に該当します。ただ、いわゆる襟首をつかんで連れ出す、ないしは触れているという行為を、他の児童・生徒が見たとき、もちろん、今申し上げた内容は不適切な指導なのですが、それがけんかをしている生徒同士を分けるために、やむを得ずという場合もあり得ます。ですから、行為そのものだけではなく状況等も勘案しながら、不適切な指導ではなく指導の範囲内に当たる場合もございますので、そういったものを勘案しながらということでございます。ですので、例えば保護者の声があったとき、私ども学校も含めて調査するときには、どんな状況だったかということの把握に努め、その上で判断をするということでございますので、襟首をつかんで連れ出しただけで、どちらの行為になるわけではないということ、ご承知いただければと思います。

#### ○吉田委員

それはもう当然だと思います。状況によって、一つの行為でも違う場合があるというのは承知しております。例えば私になるほどなと思った事例は、客観的には廊下に立たされているように見える、けれども、実は発達障害があって、そのお子さんにとってはむしろクールダウンで、本当は別の部屋があるのがベストだと思うのですが、クールダウンのスペースがなくて、そこにいれば落ち着けるからという、先生の配慮だったということ伺いました。だから、その事象だけ見ても判断はつかないというのは承知しております。その辺については、ぜひ適切な、それぞれの判断、配慮をしていただければと思います。

できることなら、もう少し子どもたちが言いやすいような、先日、一般質問で私、言ったのですけれ

ど、これから東京都でしたっけ、国でしたっけ、アドボケイトの制度も考えておられる、そのときの教育委員会のご答弁ではなかったのですけれども、子どもたちの声を代弁するような制度も、これから考えられるというふうなご答弁だったのですけれども、教育委員会としてその辺については、どのような考えでしょうか。子どもの意見表明権とともに、その子どもの意見表明権を後押しするというか、そういうような制度も、私たちとしては求めているのですけれども、その辺、教育委員会では何かご見解があれば伺いたいと思います。

#### ○矢部教育総合支援センター長

現状では、学級活動や市民科の学習を通して、自信を持って自身の意見を話すという活動になっておりますので、また様々な情報を取り入れながら、子どもたちにとって自分の考えが言えるような場を設定していきたいと考えております。

#### ○吉田委員

言うまでもなく、東京都にこども基本条例ができましたし、その中では、今後は意見表明権とともに、それを補完するというか後押しするアドボケイトの制度も、おいおい検討されていくべきだと思います。それは別にこの体罰調査だけではないのですけれども、こういう調査の中にも今後取り入れていただければと思います。これは要望にとどめておきます。

#### ○あくつ委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○松澤委員

ご説明ありがとうございます。私も他の委員と同様、調査方法については品川区で独自にアンケートをとるなど、子どもたちが聞きやすい、また、ちょっと気になったのが、教職員に対しては校長による聞き取り調査とか。という感じだと、私だったらやはり校長先生には言いづらいと思ってしまうので、やり方というのもまた、いろいろ品川区で独自に考えていただけたらということは、要望で終わります。

それで体罰の中の、先ほど吉田委員からもありましたが、寝ている生徒を肩をたたいて起こすことは指導の範囲内であると。でも、寝ている子の身体を起こすとそれは体罰になってしまうのですかね。何が言いたいかというと、先生は生徒たちを指導しなければいけないのですけれども、結局、子どもたちを指導しにくくする体罰の規制といいますか、これは体罰に当たるからこうしてはいけない、こうしてはいけないというのをあまりにも詰め過ぎてしまうと、今度先生が指導しにくくなってしまわないかと、私は若干疑問に思っているのですけれど。そういったところはどうか。

#### ○工藤指導課長

今ご指摘いただきましたように、資料の2ページの事例でいきますと、指導の範囲内というのは確かに、ファイルを使って肩を軽くたたいて起こすというのは、まあ、指導の範囲内であると。その起こすとき、では頭を拳でつついていいかということ、これは当然のことながら事例にあるように不適切な指導に当たるといってございませう。寝ない授業の工夫も教員はしなければいけないし、児童・生徒については寝ないようにしなければいけない中で、寝てしまっている場合にやむを得ず起こした。それも軽く促す形でということ、起きなさいと言って起きるのが一番いいと思うのですが、私どもはやはり、身体的な接触を含む場合は様々こういった事案に関わりますので、その身体的な接触がないというのが通常だという指導をしているところなんです。そういう意味では、やはり指導上あり得る身体的接触というのは技術的な指導の場面と、先ほどの繰り返しですけれども、そうでない場合は何らかのこういったこ

とに該当する可能性があるので、指導場面で気をつけてほしいというのは常々、指導しているところでございます。

もちろん、指導がやりにくくならないようにというのを前提にしながら、指導に当たっていきたくないと考えてございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございます。そうですね。なかなか今は、私たちが子どもの頃の時代がいいというわけではないですけど、ある程度たかかれようが、何だろうが、先生との信頼関係があった。これが今の時代では間違いかもしれない。昔も間違いだったかもしれないですけど、私などは、そういうもとで育ってきて、嫌なこともありましたし、逆にすごくいいこともありました。だからこそ、今でも先生と交流があったり、信頼関係がつながっていたのかなという部分ではとても感謝しているところがあるのですけれど。

おっしゃるように、体罰というのは本当に絶対駄目なことですよ。体罰が駄目ということはもう十分分かっている中で、体罰をなくすには正当化しない、信頼を築く、怒りをコントロールする、こうしているいろいろ言われている中で、信頼を築く一つに、今、あだ名を言うてはいけないというのですか。誰でも、さんづけで呼びましょうみたいなことがあるのですけれども。私などは、独り言になりますが、あだ名があつてよかったというか、私、実家が米屋だから「ヨネ」と言われていたのですけれど、学校の先生も「おお、ヨネ。どうだ」と、そういう形が私は、信頼があつてそう言ってくれる先生には、いろいろ自分のことも言いたいというのがあつたのですけれど。今はなかなか、そういうのができないというのは、私自身、逆にどうやって信頼関係を、いろいろあるのでしょうかけれど、築いていけるのかなというのは、思うところありまして。

体罰も、先生たちのストレスがすごいのではないかと感じてしまうのです。先生も、体罰をしないのは当たり前ですけども、やはり我慢すること、怒りをコントロールするとありますけれど、先生方は先生方で、負担やストレスを随分ため込んでしまうのではないかとと思われるのです。そういった不満やストレスをどういうふうに抜いていくかというのは、教育委員会として、体罰の根絶のための取組として、教職員の負担軽減をするために何かメンタルケアをするとか、そういうものは入っていないのですけれども。そういった部分で何か考えていることはあるのですか。

#### ○工藤指導課長

ご指摘いただいた例えばアンガーマネジメントとかは、明記してございませんけれども、3ページの取組にある、(1)学校への指導の、具体的な指導の実施、この内容にはアンガーマネジメントであるとか、当然含まれるのですが、これまで不適切な指導で上がっている内容でいうと、その指導されている事項を児童・生徒が繰り返し行うことにより、それがいつしか怒りに変わり、強い指導が出てしまうという事例もあつたりします。その場合は、その子がその指導されている内容を理解し、それを直せるかどうかも含め、その子の状況というのを把握しなければいけない。そういったところは、教員が通常の職務の中で行うべき内容でございますから、そういった理解を進めているところでございます。なぜその子はそういう行動をとってしまうのかに思いをはせながら、怒りで指導するのではなく、その子の成長を促すために指導する。ということは、教員本来の職務であるという認識のもとで、指導に当たっております。

また、不満というところでございますけれども、例えば生徒指導において、これはしてはいけない、これは体罰に該当する、それ以外のところで信頼関係を十分つなぎながら行っている教員も多数いると

いうところでいえば、当然のことながら研修の中ではアンガーマネジメントも、メンタルヘルスについてもそれぞれの部署から研修を行ってございます。やはりご自身のライフワークバランスをしっかりと行う、今は働き方改革も進めている中でございますので、そういったところでご自身の精神的な健康も含めながら、そこを進めるというのは大事な視点だと思っております。それも併せながら、体罰根絶だけではなく教員のメンタルヘルスも含めて、取り組んでいきたいと考えてございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございます。体罰をしてしまった先生の中には、体罰が短期的な効果であるとか、体罰以外の指導を知らない、勝利至上主義になる環境があるという、何かメカニズムあるみたいなのです。これは、実は児童虐待と同じようなメカニズムであるとされています。おっしゃるとおり体罰という行為は悪いのですけれど、してしまった原因、品川区はなかったけれど、何でしてしまったのだろうという、してしまった原因というのも大切になるのかなと思いますので、私も含めて、議会も、教育委員会も含めて、先生たちのそういう環境がさらに深まるよう要望して、質問を終わります。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○つる委員

各委員の質疑で確認させていただいたこともありますので、そこは除きます。まず、平成24年から調査がスタートして、報告は平成25年からこの文教委員会でも、品川区としてあると思うのですが。調査の時期というのは例年、12月1日から18日、大体この辺りで、実際の調査期間というのがあると思うのですけれども、これは、もしかしたら正副委員長の方になってしまうかと思うのですが、こうして報告をしていただく時期は、年度によって5月だったり、7月だったり、12月とばらつきがあると思うのです。最初の平成24年に実施したものは、平成25年の4月の委員会で、実態把握について報告をされていたのですけれど、この年度によって報告の時期のずれというのは、何か意味があるのでしょうか。

#### ○工藤指導課長

ご指摘いただいている文教委員会での報告、またそれに先立っての教育委員会の報告も含めてなのですが、これはあくまでも東京都教育委員会が行っている調査でございまして、その年度によって東京都教育委員会が報告、公表する時期というのが、ずれることがございます。東京都教育委員会が報告、公表した後でないと、私ども公表できないということでございますので、それらは東京都教育委員会の時期がずれたということでございます。例えば、昨年度の報告の時期というのもずれ込んだのですけれども、これはコロナ禍によって、東京都教育委員会の調査、把握の時期が、通常よりも長くかかったということで、報告が遅かったということがございます。ですので、通常であれば12月の時期に調査が行われ、6月末までには報告があり、その後、教育委員会の報告を経て文教委員会ということですから、おおむね7月ないしは8月には報告できるものというのが通常の流れということで、認識しているところでございます。

#### ○つる委員

ありがとうございました。通例だと6月末までに区に報告があって、その後の7月ないし8月頃に、品川区でいえば文教委員会にと。そういう流れは分かりました。

それから、2番の報告数のところで、本調査への報告のあった学校数ですが、例年似たような数字、最初の頃はぐっと多かったりというのはあったかと思うのですけれども、毎年このぐらいの、報告の数

としては、校数としてはこのぐらいで推移しているかと思うのですが、それ以外の、引き算して残っている学校というのは、そういう報告に該当するものがなかったのが上がって来てないということですよ。報告してないということではなく、なかったから報告がないと、そういうことでもいいのですよね。細かいところですが。

#### ○工藤指導課長

ご指摘いただいたように、報告がない学校というのは、これに該当する事案がないということだと思います。

#### ○つる委員

ありがとうございます。はっきり言ってこれは、言い方は気をつけないといけないのですが、報告のための報告ではないですが、調査のための調査というか。これはいい意味なのだと思います。先ほど吉田委員からもありましたけれども、学校現場の先生というのは日常、本当に児童・生徒と関わっていただいて、まさにその目的は、報告のためにこういうことやっているわけではないと。体罰の根絶というのは、私も平成25年の委員会的时候、当時の指導課長に伺って、大人のする行為なのだと、だから根絶できるのだと、もう明確に宣言されていらっしゃったのですよね。そういう意味では、報告のための調査ということではなく、やはり日常の中での児童・生徒の指導をどうしていくか、その子どもを、この小中学校の義務教育の中でどう関わっていくのかということなのですよね。それで、あつてはならない体罰という、特出しの話だと思うので、そういう意味では日常の中で、学校現場でしっかりと対応を、教員に対する指導も含めて、児童・生徒へのケアとか、もちろん先ほど松澤委員がおっしゃいました教員のカウンセリングとかというのは行われているという理解ではおりますので。

そういった部分では、あくまでもこれは報告ベースだという部分では、この数字が全てではないし、逆に言うところの数字ももちろん大切だしということになるかと思えます。これは教育委員会や各学校現場でも、いろいろな日常の業務の中の一つかもしれませんけれど、先ほどコミュニケーションという言葉もありましたけれど、子どもたちとの関わりの中で、どう責任を持って、学校教育の現場としてどう関わりをしていくのかということでは、綱渡りのような、非常に難しい現実なのではないかということでは、しっかりと教育委員会としての支援を各学校現場にやっていただきたいと。これは一つ思うところでもあります。

2ページのところで、例えば、生徒が時間外に体育館で遊んでいたのを発見した教員が、そこで遊んでいた生徒を全員、順番に蹴り飛ばしていった。こういう事例というのは、報告の分類でいくと何になるのですか。生徒側は、当然そこで遊んではいけない時間、教員がそれを発見した、君たち何やっているのだと声をかけて、並ばせて、順番に蹴飛ばしていった。これというのは、どういう分類になるのですか。明らかに体罰ですよ。いろいろな状況、関係が、前後にあると思うのですけれど。これは体罰ですよ。一般論でいいです。

#### ○工藤指導課長

仮定に対してお答えするのはなかなかあれですけども、様々な状況がある中でも、今お聞きしたところでいえば、間違いなく体罰に該当する案件だと認識いたします。

#### ○つる委員

これ、実は8年前に、この文教委員会で私が伺っているのです。私の実体験ですけども。8年前の質疑で、まさに1回目のこの報告をしていただいたときに、自分のことなのですけどもということでお伝えした案件です。松澤委員と私は同世代で、そういう時代なので、受ける私たちのほうも叱られて当

然というか、自分たちの行為が、悪いことしちゃった、していたなど。体罰というのは絶対、是とされるものではないけれども、そうされて当たり前ということは、当時ありました。ですが、8年前の質疑の中でも、当然それはよくないことですよねと。その先生のその色んなの思いも当然加味しながら、質疑をさせていただいたのですが。

これ、今であれば大変な事態だったと思うのです。物すごく印象に残っているのです。いまだにどの部分を蹴られたか、私などは鼠径部だったのですね、蹴られたという。これ、8年前に言っていますから、別に特出しして言っているわけではないですけど。そういうことは絶対に今はないと思いますし、あり得ないことだと思うのですけれど。

そういう中で、要は何が言いたいかというと、児童・生徒側のいろいろな状況把握、先ほど襟首の話がありましたけれども、そういったときに、また正当防衛とかいう話も、過去の質疑の中でもいろいろありました。だから、この辺りも非常にセンシティブな話なのかなと。体罰というのは大人の行為だから、根絶できるのだと言うわけですけど、カウンセリングとか、いろいろな研修とか受けても、やはりいろいろな背景を持っていらっしゃる児童・生徒が学校、集団に、社会の縮図の中にいるというところでは、非常に先生たちも悩みながらやられているのだろうと思うのです。

そういう中で、この分類の中で「暴言等」とある中で、例えば、今のような形で関わらないでおきたいなとなる部分も、あると思うのです。積極的に何かをするから体罰的な行為に見られてしまう、これが非該当になったりするということもあると思うのですけれども、そういう声があっても、例えば言葉だとか行動に移さなくても、顔だけでにらむとか、無関心というか無視をするとか、ある児童・生徒にはこういう対応をするけれど、ある児童・生徒には素っ気ない態度をとるとか。こういう部分というのはなかなか見えない、児童・生徒へのいわゆる大きい意味で体罰になってしまうのかなということも、あったりする。そういう行為に関して、例えば、にらむとか、無関心を貫くとかというような行為というのが、やはりこういう分類になるのですよね。

#### ○工藤指導課長

実際に、にらむということ、あるいは無視をすることが、教育的な意義があって一時的に教員がどういふことで行っているのかというのを把握しないと、なかなか難しいところがございますが、あくまでもやはり児童・生徒指導というのは、公平、公正に行う必要があります、その成長を促す上で指導すべき内容でございます。その上で、例えば分類上、暴言等となっているのは、罵るとか、おびやかす、威嚇するとありますけれども、大きな声で叱責することも時にはあるかもしれません。ただ、その状況によります。そのときに、人格を否定する必要はないわけです。そういうものが含まれていると、いわゆる暴言等に入ってくるということ言えば、にらむ行為も該当することがあるかもしれません。ただ、それはそのときの様子にもよるかもしれないということもございます。

ですから、その辺のところは、にらまれたほうは嫌だと思いますから、それがこの調査で上がってくる本来の目的でありますから、私どももそういった声が子どもから上がれば、当然のことながら調査をし、なぜその教員はにらむ行為に出たのか、それが認められるか、認められないかというのを、私どもで吟味をした上で、また、東京都とやり取りしてということで判断していくわけです。

ですから、どういった行為かというのは具体事例は様々ありますけれども、そういったものも含めて、ですから、この暴言等に含まれるかもしれませんし、そうでないかもしれないというのは、調査をした上で判断することになろうかと思えます。

#### ○つる委員

ありがとうございました。本当にこの課題は非常に難しいというところで、日常、保護者の立場でいろいろ見聞きすること、また、今回は文教委員会に、私も所属していますけれど、いわゆる区民の代表者として伺う部分と、様々種々あるのです。そういうのを伺う中では、学校の先生たちというのは、現場で本当に必死になって、児童・生徒に関わっていただいているというのは、すごく強く、いい意味で感じているところなのです。本当に大変な中でやっていただいております、今はコロナとかある中で、非常に難しい中で対応いただいていると思うのですけれど。やはり先生たちも、この何かをしなければ、指導しなければいけないという、指導というのは大切なのですけれど、共に成長していくという、「共育」とよく言われますが、自分も成長していくのだと、この子どもを投影して、児童・生徒は自分自身の教育指導力の投影なのだとか、お互いがお互いに共に伸びていくところというのが、すごく大事な視点なのかなと私は思います。

先ほどの、いい意味でのニックネームの話ではないですけれども、コミュニケーションがとれていれば、こういうとげとげしい部分というのが、ある意味では丸くなっていくこともあるのかなと思いますので、引き続き、教育委員会として各学校現場への支援を強化していただきたいと思います。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了し、報告事項は一旦これまでといたします。

---

## 2 その他

#### ○あくつ委員長

次に、予定表2の、その他を議題に供します。

その他で、何かございますか。

#### ○安藤委員

1点だけ確認したいのですが、コロナ感染が今、爆発的に増えているような状況なのですが、24日からパラリンピックが予定されています。先日、16日の四者協議で、学校連携観戦が可能とする方針が決められたのですが、品川区教育委員会としては、7月13日の教育委員会に諮るなどして、学校連携観戦については、パラリンピックを含めて実施しないと決めたわけですが、この方針に変わりはないということによろしいのか、確認させていただきたいと思います。

#### ○工藤指導課長

パラリンピックにつきましても、委員ご指摘いただいたとおり、先だって中止したというところから変わりはありません。パラリンピック観戦も行わないというのは、既に決定したとおりでございます。

#### ○あくつ委員長

ほかに、その他で何かございますか。

ないようですので、その他については、一旦これまでといたします。

それでは、理事者の入替えにつき、暫時休憩いたします。

○午後2時05分休憩

○午後2時14分再開

#### ○あくつ委員長

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

---

(2) 児童センターの工事について

**○あくつ委員長**

次に、予定表1の報告事項を改めて聴取いたします。

初めに、(2)児童センターの工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○廣田子ども育成課長**

児童センターの工事について、お手元にA4判1枚の資料をご用意してございます。

まず最初に、南大井児童センターの空調設備改修工事についてでございます。令和3年7月19日月曜日に、児童センターの空調が故障したため、急遽改修工事を行ったものでございます。

経緯といたしましては、南大井三丁目でございます南大井複合施設、こちらには図書館、保育園、児童センター、シルバーセンターが入っております、築50年の5階建ての施設でございます。老朽化によりまして、空調設備を改修する予定がございまして、令和3年度に基本設計、令和4年度に改修工事を予定したところでございます。ところが、7月19日に5階の児童センターのみ、空調が故障いたしました。設備点検をいたしましたが、修理できる状態でなかったため、児童センターのみ緊急で工事をさせていただいたものでございます。経過については、表でお示しのとおりでございます。

故障が分かった後、施設整備課と協議いたしまして点検作業、確認をいたしましたところ、改修が必要ということになりました。7月22日から25日につきましては祝日等が入りまして、もともと休館日となっておりましたが、26日以降に調整等を行いまして、現地確認を27日、28日に近隣への工事のお知らせ等、チラシの配布等を行いました。工事につきましては7月28日から着工いたしまして、8月5日に試運転が完了し、現在、工事は完了してございます。

児童センターにつきましては、1室のみ空調が効くお部屋がございましたので、タイムシェア等を行いながら、休館はせずに使用可能な限りで、利用者を受入れたものでございます。

経費につきましては、1,159万4,000円となっております、児童センター運営費、工事請負費で、当初予算には組んでございませんでしたが、こちらで対応させていただいたところでございます。

2番目は、ゆたか児童センターの休館についてでございます。豊町一丁目でございます、ゆたか児童センターにつきましては、サンデーサポート館となっております日曜祝日も開館しているため、休館日というのが年末年始以外にございませんで。居ながら工事できるところは行おうのですが、令和3年9月13日月曜日のみ、利用者に危険が及ぶ部分についてのLED工事のため、1日休館するものでございます。

周知につきましては、広報しながわ掲載のほか、お知らせの掲示、チラシ配布、区ホームページや様々ある媒介を使いまして、行うものでございます。

**○あくつ委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○安藤委員**

南大井のほうですけれども、今回、児童センター部分だけ空調の緊急工事を行ったということですが、施設全体の空調改修工事が予定されていたということで、それに対する影響というのは何かあるのですか。

**○廣田子ども育成課長**

その他の施設につきましては、予定どおり次年度に行うのですけれども、一緒にやるよりも若干、今回割高にはなってしまったかなというところは、あるかと思います。

**○安藤委員**

はい、分かりました。

**○あくつ委員長**

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 要支援家庭を対象とする児童のショートステイについて

**○あくつ委員長**

次に、(3)要支援家庭を対象とする児童のショートステイについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○山下子ども家庭支援センター長**

続きまして、報告事項の(3)要支援家庭を対象とする児童のショートステイについて、ご報告申し上げます。

初めに、1、要支援ショートステイ事業の概要でございますが、保護者の育児疲れや不適切な養育状態にあるなどの状況から、虐待のリスク等が見られる要支援家庭に対しまして、区が利用を勧奨して、一定期間、子ども家庭支援センターが作成する親子の支援プログラムに基づきまして、施設で児童を預かり養育する事業を、先月から開始いたしました。預かり期間中は、施設のショートステイ支援員が中心となって、記載のような各種支援を実施し、子ども家庭支援センターは保護者への支援を行ってまいります。児童の健やかな成長の支援、保護者が安心して育児ができる環境を整えることで、児童虐待の防止につなげてまいりたいと考えております。

2、実施施設につきましては、旗の台に所在しております区内の児童養護施設である、品川景德学園でございます。

3、予算額は記載のとおりでございますが、配置が要件となっておりますショートステイ支援員の人件費、利用実績以外の経費、そして開設に際する準備経費等でございます。

4、参考資料としまして、利用勧奨に際して区民の方にお渡しするリーフレットを、2枚目以降におつけしております。こちらのほうでは、要支援家庭を対象としたショートステイのご案内ということで、要支援という言葉が繰り返し出てきてしまうので、呼称として「ゆいのホーム」という形で、少し柔らかくしていきたいと思っております。

ご利用案内ということで、持ち物ですとか、利用の流れ、1日のスケジュール、裏面のほうをご覧くださいまして、居室の写真ですとか、諸注意事項について記載して、お知らせしております。

**○あくつ委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

**○安藤委員**

最長で14日間のショートステイを経て、虐待のリスク等が見られる家庭にまた子どもを戻すというのは、大丈夫なのかなという思いが拭えないのですけれど。プレス発表にも載ってはいましたが、今回

この事業をつくるに当たって、景德学園と、いつからどのような意見交換ですとか議論を経て、開設に至ったのか、もう少し伺いたいと思います。

それとあわせて、虐待のリスク等が見られる家庭（要支援家庭）ということですが、この選定基準、選定という言い方もあれですけど、その基準というのはどのようになるのか、伺います。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

まず、1点目の景德学園との調整等についてですけども、1年以上前からこういった形でできないかということで、それぞれでお話をしております。景德学園のほうでも、施設的にこういったサービスを提供できるのではないかなというふうなお考えがあり、また、私どもとしまして、そういった家庭を支えていくのに当たって、今まであるショートステイとはまた異なる形でのショートステイの提供ということを考えられないか模索している中で、双方でこういった形がとれたところでございます。

2点目のリスク等の基準というお話ですが、これについては一概に、一定の基準というものを設けているわけではございませんけれども、やはりご家庭の相談を受ける中で、保護者の方に身体的な状況であるとか、精神的な状況であるとか、何かしらお困り事があるなというところについてアセスメントをして、お子さんのほうは施設でお預かりさせていただいて、保護者の方に支援をしていくことが必要だろうという判断に至った場合、ご利用につなげていくというふうに考えております。

#### ○安藤委員

双方で意見交換をしながら、1年以上前からということでしたが、こういう支援メニューが新たに増えるという点ではいいことなのかなと思いますけれども、まだまだこういう要支援家庭に対する支援というのは、本当に足りていないのかなと思いますので、さらなる努力をしていく必要があると思っております。

それと、7月から始まったということですが、7月何日が開始日で、開始以降の状況、実績など、分かる範囲で教えていただきたい。

また、施設のショートステイ支援員ですが、この支援員の雇用主はどこになって、雇用形態はどういう形態で、取られている資格等はどういうふうになっているのか、伺います。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

諸々の届出等々の関係では、事業開始については7月1日付という形にしておりますけれども、実際、この要支援家庭を対象とするショートステイの利用については今、実績はございません。今後そういった必要があるご家庭に対してサポートをしていきたい、支援をしてまいりたいと考えているところです。

2点目のショートステイ支援員の雇用形態等々でございますけれども、支援員としては、お一人というのが最低限の要件の中で、今、登録といいますか、お名前としては4名ほどいただいております、基本的には常勤の職員というふう聞いております。資格等々ですけども、児童福祉司の任用資格の方が、基本的にこの支援員の資格要件になっておりますので、社会福祉主事ですとか、児童指導員の方で、一定年数の業務経験を経ている方が、今回従事しているところでございます。

#### ○安藤委員

この事業の性格から、その支援員というのが重要、専門性を持つ方の育成というのが必要だと思うのですが、そのためにはしっかりとした身分とか待遇、保障をして継続的に専門性を積み上げていくというか、長期にそういうスキルを磨くことができる環境というのを、区が整える必要があると思うのですが、そういった環境になっているのでしょうか。

登録4名、常勤でという話ですけど、ちょっとよく分からないのですが、1人に対して4名がつく

という感じなのですか。定員が1名ではないですか、それで、これは4名分の人件費という予算なのか、あと、結局どこが雇用するのかということに関しては、もう一度伺わせてください。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

答弁漏れがございまして、失礼いたしました。雇用主につきましては、品川景德学園になりますので、社会福祉法人六踏園が雇用主という形になります。そこで、しっかりとした身分保障のもとでということでございますけれども、区内唯一の児童養護施設である景德学園は、そういったところはしっかりしている事業者であると認識しておりまして、今回、こちらの要支援ショートステイ事業を始めたところでございますので、ご指摘のようなところは十分に担保できるかと考えているところでございます。

#### ○安藤委員

景德学園において、この事業を実施してもらおうということで、区はこの事業に対してどういう責任を負っているのか、よく分からないのですが、区がこの事業を委託しているということなのか、そこら辺がよく分からないと思います。もう少し教えてもらいたいです。

あと、今のご答弁ですと、委託か何か分からないですけど、景德学園がどういう待遇で、どういう雇用形態で雇うかというのは、特に区として把握するつもりはないということなのか。その辺も分からなかったのを教えてください。

最後に、子ども家庭支援センターは保護者の支援を行うと書いていますけれども、具体的にどういう支援なのか、それもお聞かせください。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

説明が不足しておりまして申し訳なかったのですが、本事業については委託事業という形ですので、私ども品川区のほうで、品川景德学園に委託していくという形になります。雇用形態等々について、区のほうで関わりがないということではなく、こちらについては常勤の職員がそれに従事されているというふうに認識しておりますので、その形で把握してございます。4名というところ、分かりづらい話になってしまったのですが、実際に14日間利用する際、お一人の職員の方がずっと14日間つきっきりで従事されるというのは、やはり現実的には難しいところがございます、その従事できる方として4名ほどの方のお名前を頂戴しているところでございます。

最後になりますけれども、子ども家庭支援センターでの保護者の関わりですが、実際には、児童の目標であったり、保護者の目標といったものを立てまして、そこに向けて一緒に相談をしていく、お話を聞きながら、指導等に当たりながら相談にのっていくということで、その目標の達成状況等について、実際にこのショートステイ利用終了の段階では、一定モニタリングをしていく形を考えてございます。

#### ○安藤委員

はい。分かりました。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますか。

#### ○吉田委員

すみません。私もよく把握できていなくて。最初に、この制度にアクセスする方法というのでしょうか、まず保護者のほうに自覚があって、このままだと虐待してしまいそうだとかいうような、ご相談から入る場合もあるのかなと思うのですが、例えば、保護者にそういう自覚がないとか、周辺からの客観的な状況から、こういう制度を使ったほうが良いというような判断をするようなことも、あるのでしょうか。ごめんなさい、最初にこの制度にどうやって、このショートステイにアクセスしていくのか、ど

ういうケースを想定しておられるのか。教えてください。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

利用の端緒に当たるアクセスのところでございますけれども、まず、子ども家庭支援センター等々に通告であったり相談であったりという形で、何かしらのアクションと申しますか、こちらに情報が入ってくるというところから、児童やお子さん、保護者の方にアプローチをしていく形になります。そのアプローチをしていく流れの中で家庭環境等を把握しているところで、やはりこういったサポート、要支援ショートのような連携が必要であろうというふうな判断に至った場合、まず、そちらのご家族等々にこちらの事業を、リーフレット等を用いて紹介して、先方のほうに見学に行ってください形を考えております。それで利用のほうをぜひというふうな話につながれば、こちらにお申し込みいただいて、支援プログラムを立案していくという形の流れを考えているところでございます。

#### ○吉田委員

そうしますとやはり、ご本人がもう何かは、自分はこういう支援が必要だと思うところで、この制度にアクセスしていった場合は割とスムーズかなと思うのですが、周辺の、通告とおっしゃいましたか、そういう客観的なところから、こういう制度を使ったほうがいいというような判断があったとき、これは割と穏やかなというか、親から引き離してしまうとかということではなく、できるわけですから、そこには一定、判断が入ってきますよね。そしてその後14日間、パンフレットを見ると相談しながら決定しますということで、原則として1回の利用につきということなので、場合によっては14日で親元に返してしまうのではなく、引き続き継続するというのもあるのでしょうか。

何か、この14日間だけで終わるような話ではないような気がするのですが、先ほどアクセスのことを伺いましたが、その14日間終了後の、引き続きの支援というのは必要なのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

個々のケースの状況に応じて、14日間が長いのか、短いのかというのは変わってくる場面もあるかとは思いますが、利用期間については相談しながらということで、14日以内ということですので、場合によっては例えば7日間程度から始めてみるとか、そういった形も想定しておりますけれども、今、委員ご指摘のあった14日を超える場合の扱いにつきましては、慎重には考えつつも、場合によっては本当に考えられる話であろうと思いますので、ケースに応じての対応、個々の対応というふうになってくるかと思えます。

#### ○吉田委員

基本的には、大変必要な制度だと考えております。ただ、有効に利用するためには、やはりそのアクセスのところをどうするか、なるべくでしたら促す方向で、こういう支援もあるよというふうな広報が、まずは、必要とされるであろう当事者に確実に届くということ、それから周辺の方たちが、もしかしてこういう制度を使ったほうがいいのではないのかというような促しをするとか、そういうことも必要だと思うのですが。その辺の、広報というので適切でしょうか、それをどのように考えておられるのか、もう一点伺いたいと思います。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

冒頭のアクセスのところで、ご本人からこういったサービスが必要ではないかと、ご自身で判断してということにつきましては、子ども家庭支援センターのほうでご利用が必要だろうという判断をさせていただき形になりますので、ご自身でこちらが必要だろうという形のつながり方というのは、あまり念

頭には置いておりません。周辺の方々に知っていただくという部分につきましても、基本的に広く皆さんにご案内して、周知して利用いただく形態のサービスではありませんので、こちらで景德学園と情報交換をしながら、必要な方にサービスにつなげていくというような形をとってまいりたいと考えてございます。

#### ○吉田委員

確かに、広く広報してというものでもないかもしれないですけど、でもやはり、必要な人にどうやって、これを使っていたのかというところが、とても気になるところです。

それから、この制度を使った後の支援の在り方というのも、やはり必要になってくるのかなというところが、ちょっと懸念事項といたしますか、そのように考えております。

まだ実績が出ていないということですが、先ほどの繰り返しになりますけれど、やはりこれは必要な支援の制度だと思っておりますので、適切な人たちが適切に使えるような工夫を、ぜひしていただきたいと思っております。これ以上は繰り返しになりますので、要望といたします。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

先ほどの答弁漏れ、実際にこちらのショートステイを利用した後の支援についてという点でございます。こちらの利用を終了された後、こういった状況だったねというところで、一定評価をした上で、実際にご家庭に戻られた後の支援については、引き続き子ども家庭支援センターが担ってまいります。このサービス単体として利用をされて関係が終わるということではなくて、子ども家庭支援センターの関わりは引き続きという形を考えてございます。

#### ○松本委員

今の吉田委員のお話で、事後のお話はされたので、アクセスのところなのですけども。広く周知するものかというところは、区としては、広く周知するものとはちょっと違うというお考えなのだと思います。ただ、私は、これは広く周知すべきだという立場から、お伺いしたいのですが。

まず、既存のショートステイもあるかと思っております。既存のショートステイと今回のショートステイの違いの部分、既存のショートステイも、育児疲れというふうな話がある中で、今回のこの事業、明確な違いがあると思うのですが、そこを確認のためご答弁いただければと思います。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

既存のショートステイサービスとの明確な違いという点でございます。これまで行っておりますショートステイ、トワイライトステイ事業につきましては、保護者の方が自ら申込みをされて、お子さんがこういう状況の中で預けたい、ないし、ショートステイをさせたいということでのご利用を受けていたところでございます。対して、今回の要支援家庭を対象としたショートステイにつきましては、子ども家庭支援センターのほうで利用を勧奨しまして、ご利用いかがですかということで利用につなげていくということで、その点に明確な違いがあるかと思っております。

#### ○松本委員

恐らくその差というのが、既存のショートステイのほうは、別に虐待のおそれとかがなく一般的な、例えば出張とか、育児不安とかいうものと並んだのが通常のショートステイだと思うのですが、それに対して今回は要支援家庭ということで、少し恐れが、虐待リスクが見られるというふうなところの違いがあるのだと思います。

それ以外にも、既存のショートステイの場合は有料で、今回の事業については無料という違いも、結構大きいかなと思ってしまして。この点で、例えば、私も虐待家庭は実務で、お会いして話すことも

あるのですけれども、親が虐待するかどうかというところは、やはりご自身も不安になっているところが常にある人も結構いて、そういう方たちが、ちょっと時間をあけて落ち着きたいとか、そういうふうにも思うこともある。その中で、既存のショートステイもあるのですけれども有料ということで、生活にお困りの方たち、減免制度があるとはいえ、その部分が不安な方たちはいらっしゃるのではないかと思います。

そういう中で、メニューとしてそういうものがあるのだと周知しておくというのは、一つ重要ではないかと思うのです。これは周りの方たちも、親族の方たち、友人の方たちとかもそうで、これは有料でなく、本当にリスクがある場合には、無料のこういう宿泊制度があるから、ちょっと行政に相談してみたらみたいなきょうが言える可能性が出てくるのではないかと思います。なので、私としては、これはきちっと周知するべきと思うので、これはもうお願いしますと申し上げたいのですけれども、もう一度その見解をお願いいたします。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

今、事例を引いていただいて、しっかり周知をしていくべきだというご意見を賜りました。無料であるから使えるという形になってしまうと、本来の趣旨の、要支援家庭であるかどうかというところの判断がなかなか難しくなってくるのかなと考えておまして、委員ご指摘の、少しそういう不安があるといったところにつきましては、やはり子ども家庭支援センターのほうにまずご相談いただくというところを入口にしていきたいと思っております。その入口でご相談をいただきながら、保護者の状況、お子さんの状況を確認させていただいて、やはり、こういった形が必要だろう、要支援ショートステイのような形が必要だろうというふうな判断ができる場合、利用につなげていくという形で考えてございます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○松澤委員

まず、予算額約1,700万円、これは東京都から、国からの助成金を活用してやっているのか、品川区が独自で出すのが1点。

これは今年からスタートしていますけれど、今後継続して、こういう無料の形でやっていくのかというのが2点目。

3点目に、まず、ここの景德学園1件でスタートしましたが、今後、複数のショートステイ先と契約を考えているのか。この3つを教えてください。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

まず、1点目の補助金等々の関係でございます。国庫補助金の形で子ども・子育て支援交付金、また、都のほうの補助金でも同じ、子ども・子育て支援交付金と、あと子ども家庭包括支援補助金ということで、種々のメニューの補助をいただいているものでございます。全額ではございませんけれど、一部その補助を受けているものでございます。

2点目の利用料の無料の件ですけれども、今のところ、この要支援家庭対象の児童ショートステイのスキームとしましては、その利用について、こちらのほうで一定判断をした上でご利用につなげるという形は、次年度以降も引き続き事業を続ける考えでございますので、無料でのサービス提供という形を考えているところでございます。

3点目の今後の展開等々ですけれども、この夏に始めたばかりの事業でして、どういった形で進んでいくのかというところはなかなか、これからというところもございまして、現段階ではこれを拡張して

いくとか、広げていくというような考え方は持ってございません。

#### ○松澤委員

ご説明ありがとうございます。いろいろ調べてみますと、要支援家庭のショートステイというのは、ほかの自治体は数が少なく、品川区はさすがだなと、大変うれしく思っているところです。

先ほど、他の委員からたしかお話が出ていたのですけれども、助けてほしいという保護者との話合いの中で、保護者の声を聞いて支援を行うのですけれども、個別にどこの部分を、何を助けてほしいのかといいますか、そういうことを具体化するために、やはり保護者との理解の共有がとても大事になってくるのかなと思うのです。こういうものは、どのような話合いを含めて、支援の継続につながる話ではないですけど、どのように保護者支援というものをやっていくのか、お聞かせください。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

保護者との関わり方でございます。相談業務という中で保護者の方とお話をする中で、困り事であったり、今の状況というのを把握した上で、今回、この要支援ショートステイ事業に関しましては、支援プログラムということで策定をしております。児童の目標、また保護者の目標というところで、どういったところを目標において、この最大14日間過ごしていただくかというところをしっかりと、きめ細かく定めまして、その到達点に達するように支援していくというような形で取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございます。子どもたちは14日間支援しますよと、そして保護者も一緒に支援していくという話ですね。

それで、景德学園にショートステイされたお子さんは、今までと違って環境の変化というものが多分あると思うのです。そうすると、景德学園で生活をしている、入所している子どもたちも少なからず、最大2週間いて、ぱっと離れると。その中でも心境の変化もいろいろあるのかなと思うのですけれども、そういうものはどういうふうにお考えですか。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

こちらのショートステイを利用される児童に対しましては、実際に利用される前に施設の見学をしていただいて、こういった環境で過ごすのだな、こういったお部屋に泊まるのだなというところを見ていただいて、その敷居を下げていきたいというふうにご考えております。

また、委員ご指摘の既に入所されていらっしゃる施設の児童との関係というところにつきましては、今回こちらのショートステイを実施する居室が児童養護施設の建物とは別の棟になっておりまして、基本的な動線としては絡まないような想定で考えてございます。

#### ○松澤委員

ありがとうございます。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますか。

#### ○つる委員

今、松澤委員から確認があった、品川区の事業としては定員が1人、重なってということはないということですね。Aさん、Bさんがいらっしゃって利用されていたら、その方が何日間かというのはあれですけど、その方が出たら、またいろいろ予定を組んで次の方に行く、そういうことでもいいのでしょうか。

### ○山下子ども家庭支援センター長

ただいまの委員のご指摘のとおり、居室は1部屋ですので、お一人の方が利用されている間は、次の方が利用されるという想定はございません。例外的なところは一つ、リーフレットにも記載しておりますけれども、兄弟姉妹の方につきましては2人までという形で考えておりまして、委員ご指摘の趣旨としては違うご家庭の児童ということだと思っておりますので、ご指摘のとおりでございます。

### ○つる委員

その2名までにしたというのは、これはいろいろ、景德学園とのやり取りもあったのかもしれませんが、2名までという根拠的な、なぜ2名なのか。年齢が近いとか、いろいろあるのかなど。ケースとしては、そんなに多くないのかどうかあれですけど、その2名までとしたところを教えてください。

### ○山下子ども家庭支援センター長

リーフレットの裏面のほうに居室の写真をおつけしておりますけれども、物理的な制約、広さのところで、やはり受け入れとしては、基本的にはお一人になるであろうと。就寝されるとしてもお二人ぐらいであろうという物理的な制約が大きいかと思っておりますけれども、そもそも居室が1つでございますので、やはり基本的には定員1名ということで考えておりました。

### ○つる委員

ありがとうございます。事業自体がこの7月よりスタートして、利用実績は今のところないということなので、ただ、今後本当に必要な方がしっかりと利用できるような、周知の話もほかの委員からありましたけれども、ただ、いわゆる既存のショートステイとは少し趣が違うという意味も含めると、非常にセンシティブなところがある。ですが、そういったことを知っているというだけでも、まさにリスクを排除できるというか、回避できるというところにもつながるのかなど。心の準備ですね、心の余裕が生まれる。ある意味では利用実績がゼロでいくということが、ジレンマだと思うのですが、品川区の誇るべき実績になるのではないかと思うのです。ただ、実態として、もう既に疲弊しているご家庭というのは、所管の皆様がよくご存じの実態がある中で、利用すべき方にしっかりと利用していただける、そして子どもはもちろんのこと、親が、本当に心からの笑顔が取り戻せるような支援策、これは行政だけではなく、医療行為も必要な場合もあると思うのです。各ご家庭によっては。経済的な部分だけではない、経済的に裕福であっても、こういうことは当然必要なところのかなという部分では、いつでも利用できるのだという安心感を提供するというのが、先ほどほかの委員からもあったご指摘、いわゆる周知とかお知らせという部分に含まれているのかなど、私も非常に思ったところであります。

ただ、内容としては、自分をそういうふうにかテゴライズすること自体に、すごく苦しみをを感じる方もいらっしゃると思うのですね。だけど、それは別に特別なことではないのだ、その辺のところは非常に難しいと思うのですけれども、工夫していただきながら、周知していただきたいと思っております。そういったところはお願したいと思っております。

この景德学園自体は、ずっと歴史が古い、いろいろな変遷で来ているわけですけど、それを運営する法人が平成22年に替わられて、11年ぐらいですか。別の社会福祉法人から今の社会福祉法人に替わってきていると。それはそれであろうかと思っておりますが、そこの職員との連携の中で、こういう仕組みにしていこうということがあって、この任用の流れがあると思うのですが。

先ほどから何度も出てきている、既存のショートステイとは趣が違う部分で、お子さんと一緒に施設を見学するというのが流れの中であるのですが。その後、先ほど目標とありましたけれども、という

ことを考えると、そこを利用せざるを得ないというのは表現が適切でないと思うのですが、利用する際には、どういう状況下で一緒に見に行くような感じになるのですか。

### ○山下子ども家庭支援センター長

保護者の方、お子様の状況等、ご相談を受けながら、一緒に把握しながら、見学に行くときの状況というご質問なのですが、虐待のおそれというような形で捉えておきまして、虐待が既に起きているという形ではございませんので、まだある意味では問題が表出はしていない、けれども顕在性といえますか、そのおそれがあるということですので、親子の関係について、その時点で何か大きなわだかまりがあるとは考えておりませんので、一緒にご家族でといいますか、保護者の方とお子さんと一緒に見学していただく形を考えております。

けれども、当然、精神的な面で少し疲れているところが保護者の方にあつたとき、その見学すら難しいというような状況が考えられなくもないところはございます。基本的にはまず、お子さんの気持ちの面からは、全く行ったことがないところに行くというよりは、一度見たことがある、ここ知っているというところをご利用いただくほうが望ましいかと考えておりますけれども、その辺り、やはり臨機応変に対応していく必要は、個別の事例に応じて生じてくるのかなというふうには考えてございます。

### ○つる委員

そうすると、今あるショートステイですとか、ここを活用する場合のケース、いろいろな段階を、子ども家庭支援センターのほうで判断したりというふうになってくると思うのですが、その状況をくみ取っていく作業というのは、ものすごい労力が必要かと思えますし、核家族とか言われるのがもう今はスタンダードになってきて、おじいちゃんとかおばあちゃん、親戚の家にちょっと子どもを預けることで、迫ったであろう家庭の危機というか、そういうものを回避できることはあると思うのです。でも、それすらも難しいということもあると思うのです。お友達の家子どもが泊まりに行くことで自分が休まるというケースもありますし、それによって、少しでも親御さんの心が回復されるというケースもあるかと思うのです。

だから、どのレベルのときにこういう感じなのかというのは、まさに子ども家庭支援センターのほうで判断というふうになってきたときには、やはりその敷居みたいな部分の低さというのは、周知の在り方に関わってしまうかもしれないですけど、感じるころなのです。だから、その辺りがどうかというところなのです。

あと、お子さんが、自分がそこを利用する、利用したということも、どういう印象に残るのかというところも含めると、やはりそういう意味では、おじいちゃんちに泊まりに行った、親戚の家に泊まりに行った、お友達の家ちょっとお泊まりしたとかいう感覚、言い方が適切かどうかあれですけど、その辺って非常に難しいなと思ひまして。すごく内在化している課題を顕在化させて、対応していくというふうになってくるので、まさにこの要支援の現場というのは大変なことだらけだと思うのですが、その辺の関わりを、専門的に養護施設でやっていらっしゃる職員の方のノウハウも含めて、また区で積み上げてきたことも含めて、今後展開する児童相談所等も含めた、結びつくものになっていくのかなというところでは、どういうふうやっていくのか気になるころなので、その辺りを全体として教えていただきたいということ。

細かい部分では、この利用中の生活の中で、必要に応じて異性の職員もトイレとかの対応をしますよというところは、介護でも議会からも指摘されたところで、同性介護という指摘があった中では、どういうベクトルなのか。男性職員の方が女兒の対応をすることも、場合によっては発生するのか、その辺

の確認と。

あと、利用中の外出の中には、定期的な通院は対応できませんとなっています。これはどのレベルの通院なのか。例えば風邪を引いてしまったというときには、これは定期的とは違いますけれど、マックスの2週間いたとき、3日後、4日後に来てくださいというような通院があった場合も対応できないのかというところ。

もう一つ、細かいところでは、利用実績に伴う支払い経費は、事項別を見ても1日1名当たり7,000円ということで、ショートを経費として5,000円、送迎で2,000円というふうになっています。その歳入については、それぞれ国とか都からの補助金も入っていますけれども、この5,000円の内訳という部分。それから、送迎2,000円というのは、距離によってはタクシーを使ったり、電車を使ったり、公共交通機関で送迎すると思うのですが、この部分の内訳を教えてください。

### ○山下子ども家庭支援センター長

まず、全体的なところでは、こちらの要支援ショートにつきましては、いわゆる一時保護という要保護児童の対応という形ではなく、要支援児童の対応ということで、実際に親御さんとお子さんとの関係の中で、もう一緒にいることが適切ではないという形の保護ではなくて、一緒にいるけれども、少し問題というか、課題があるのではないかという方に対するサポート支援という形でございます。こういったところにつきましては、今、委員ご紹介のあった区立児童相談所が開設した後も、子ども家庭支援センターがしっかりと担っていかなければならない部分だと捉えておりますので、こちらのほうの事業を充実させながら、また、今後展開していく中で、変えていくべき点等はうまい形に変えていきながら、進めてまいりたいと考えてございます。

2点目の同性、異性、利用中の生活の部分についてはですけども、先ほども少し申し上げましたが、14日間最長で滞在される中で、常に同性の方でずっと養育、お世話ができるという点はやはり難しいのかなというところで、場面、場面に応じて一部、異性の職員の対応も考えられることから、このような形の記載をしているところでございます。

3点目の利用中の外出につきましては、定期的な通院、例に引いていただいた4日後の通院ということについては難しいかなと考えてございますけれども、突発的な受診等につきましては、ショートステイ支援員さんのほうで対応できる限り、実際、健康保険証もお預かりしますので、受診をしていくような形で考えております。突発的なけが等については受診をします。それについては事前に、保護者の方にもご了承いただきたいと思っております。一部こちらについて発生する費用については、無料の範疇から外れまして、実費を頂戴する形になってこようかと考えてございます。

あと、5,000円と2,000円の内訳ですけども、実際に事業に要する費用ですとか、人件費といったところを、まとめて5,000円という形にしております。移動の経費につきましても、実際に職員の方がその時間従事する形になりますので、いわゆる公共交通機関の交通費のほかに、人件費等という部分で2,000円という形で捉えているところでございます。

### ○つる委員

ありがとうございました。

最後のショートステイの5,000円、これも人件費なのですか。経費となっていて、お食事代とかお風呂とか入ったりするから、そちらの実費かなと思ったのですが、人件費は大きい部分のくりであるのかなと。これも人件費なのですね。確認したいのと。

もう1点、最後に。先ほど松澤委員からあった、別棟になっているので、ここにいる期間というのはそうすると、現在景德学園から幼稚園とか小学校、中学校、高校に通っていらっしゃるお子さんたちとの交流というのは、一切しないという感じなのですか。この学園の中での過ごし方、自由時間とかありますけれども、そういうときも基本は1人というか、ついていらっしゃるスタッフ、職員の方とやり取りする、そのような感じでしょうか。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

まず1点目につきましては、主には運営費というところで、食費やお風呂に入ったとき水道代がかかるとか、下水道代とか、そういうところも含めてという形ですので、全てが全て人件費という形ではございません。

2点目の別棟での生活スタイルといいますか、動線としては基本的には混じらない形を考えてございますが、例えばお菓子づくりなどを施設のほうでちょうどやられるとき、一緒にやるのはどうですかというような話が出た場合には、そのお子さんの状況であったり、施設のほうの状況だったりをお勘案して、一緒にレクリエーションするという場面も考えられるかなとは考えております。ただ、今の新型コロナウイルス感染症下におきましては、基本的にはあまり、外の方と交わることを増やすほうが望ましくない状況かと捉えておりますので、直近のところではそこまでの展開は考えてございません。

#### ○あくつ委員長

他にございますでしょうか。

では、すみません。私からも何点か教えてください。

ニーズがあるから、今回この事業を立ち上げられたということですが。先ほどのご説明ですと、虐待にまでは至ってないけれども、リスクはあると。それで先ほど、基準はないと。その支援、どの方が対象になるかというところの定型的な基準はなくて、相談の中でそれは見極めていくというお話だったのですけれども、私の周りにもそういう方たち、自己申告で、ここに書いてあるとおり、育児疲れとか育児不安で、もう虐待しそうだという方たちはたくさんいるわけです。すごくたくさんいる。でも、ここでの想定、リスクの想定を見極めるというのはとても難しいということがあるという前提の中で、ニーズがあるということだったのですが、今までそういう方たちからのご相談があった場合、どのような対応をされていたのか。親と子を分離するのではなくて、親と子の合意を得ながら、今回のような形をとっていたのか、とっていなかったのかということが一つです。

今回の件、2週間ということも、親にも子にも説明するというふうにリーフレットには書いてあるのですが、2週間たってみて、この間の調査、観察、分析、例えば体にあざがあったとか、実はもうかなり踏み込んだ状況になっていたというような場合、合意ですから、2週間後には子どもを返さなければいけない。その場合に、何か拒否できるような法的な根拠とか、それとも制度がそこでガチャッと変わるのか。親が子どもを返してくださいと、約束どおり2週間後に返してくださいと言われたとき、何かそこで法制度がガチャッと切り替わって、いや、返しません、ここからは保護、一時保護ですというような、法措置になりますみたいな、そういうことを想定されているのかということが1つ。

この2つ、リスクというところの考え方が非常に難しいと思ったので、専門家が見ればすぐ分かるのか、このことがぴんとくるのかどうか、私も分からないのですけれど。2つ、教えていただければと思います。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

まず1点目の、これまでどのように対応していたかというところでございます。こちらにつきまして

は、こういった形でのショートステイはございませんでしたので、もともとあった家庭あんしんセンターのほうのショートステイのご利用を勧奨してつなげていくか、もしくはご自宅で親子を見守っていく形での関わり方をしてきたというところが、これまででございます。そういった支援がなかったところにこの支援を加えていくことで、今度は親と子どもを分かれてもらった形でそれぞれに支援をしていくという形が、新たにとれるというふうに捉えております。

2点目の、あざが見つかった場合というような形での対応ということですが、こちらの想定としましては、このサービスを利用される段階で、そういったところの確認がとれているということではあるのですが、もし、保護が必要であろうというような段階に至っているような状況があれば、やはりそれは児童相談所のほうと調整をしながら、要支援家庭へのショートステイという形ではなくて、一時保護という形が視野に入ってくるものであろうと捉えております。基本的に、要支援家庭対象のショートステイ利用者像としましては、虐待はまだ顕在化していない、そういった状況ではない方を対象にしていきたいというところでは、まず入口の段階でのアセスメントをしっかりと行って、児童また保護者目標の設定、その達成に向けてということで、取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○あくつ委員長

最後に1点だけ。では、その約束で2週間後に迎えに来てください、送りますという話になって、ただ、先ほど、基本は2週間だけれども、相談の中で延長というか、期間についてはお話しをしていくというご説明があったのですが、絶対返してくださいというふうに言われた場合、行政側、景德学園が返さないほうがいいと判断した場合も返さなければいけないと、法的にはそうなるということですか。

#### ○山下子ども家庭支援センター長

今回、要支援家庭対象のショートステイにおける子育て短期支援事業としては、基本的にお帰りにするという想定でのスキームになりますので、それを法的に拒否する権限というのは、このショートステイの事業としては持ってございません。ですので、もし本当にその状況が、景德学園から区のほうに話としてありまして、これは帰宅する状況ではない、保護が必要であるというふうな判断に至るような根拠があった場合には、その旨を子ども家庭支援センターから児童相談所のほうにおつなぎして、その対応に当たっていくという形です。そうすると、事業としては別の流れに沿っていく形で、児童福祉法の法的な流れに乗っていくという形になります。

#### ○あくつ委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 「子どもの食の支援事業」に対する企業からの寄附について

#### ○あくつ委員長

次に、(4)「子どもの食の支援事業」に対する企業からの寄附についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○伊東子育て応援課長

それでは、「子どもの食の支援事業」に対する企業からの寄附について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

「子どもの食の支援事業」に賛同いただいた、区内の企業であります株式会社ローソンから申出があ

りまして、物品の寄附をいただき、支援を必要とする方々へ配送いたしました。

1番、繰り返しになりますが、寄附の申出があった企業ですけれども、株式会社ローソンでございます。区内に所在しております、しながわCSR推進協議会会員の企業ということになります。

2番の経緯ですが、昨年11月に、総務課を通じまして寄附をしたいというふうな申出をいただいたところでございます。今年の5月になりまして、スケジュールや寄附物品等につきまして一定の合意となりまして、この7月に物品がそろったということで、受領したところでございます。そして発送したということになります。

3番の対象事業です。今回の寄附につきましては、子どもの食の支援事業「しあわせ食卓事業」として、実施をいたしました。目的にありますように、食品等を配送するとともに相談事業の案内等を行って、自立の支援をしていくというものでございます。対象はひとり親世帯等の425世帯で、7月26日に発送いたしました。寄附物品につきましては、カレースープほか日用品、それと品川区の防災備蓄米を合わせて、7品目ということでございます。

なお、ローソンとしましては、社員に社会貢献活動に携わる経験をさせたいということで、梱包作業などにも従事していただいたということでございます。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○吉田委員

寄附物品は日用品等7品となっていて、「うち防災備蓄米（アルファ化米）も含む」というふうになっているのですが、わざわざ防災備蓄米を括弧書きで書いたのは、どういう意味なのでしょう。教えてください。

#### ○伊東子育て応援課長

資料のほうに括弧書きで書いておりますけれども、こちらは区のほうからの防災備蓄米ということで、括弧書きで記載させていただいております。その防災備蓄米、アルファ化米を合わせまして7品目という形でしたので、補足の括弧書きとさせていただきます。

#### ○吉田委員

一応、しあわせ食卓事業ということなのですが、寄附物品としてはカレースープと日用品等の7品の中の1つが、これは入替えのためということですかね、防災備蓄米。これがどういう趣旨で。

やはりいろいろ備蓄しているもの入替えのとき、有効にというのは、当然認めるところなのですが、基本、これはしあわせ食卓事業ということで、この日用品等というのがちょっと気になっていて。やはり食べるものなのかなというふうに思ったのですが、そういうことではなくということなのでしょう。食の支援を必要とする家庭に対し、食品発送を実施するというようなので、その辺の趣旨と、若干ずれるのかなということが懸念されたので、その辺、確認させてください。

#### ○伊東子育て応援課長

防災備蓄米に関しましては、有効活用ということでの話が以前からありますので、それと今回のローソンからの物品のボリューム感を考えたとき、これも追加したほうがいいかなということで、追加させていただいたということです。せつかく送る手間をかけますので、それだったら一緒に送ろうというような発想です。

それともう1点、日用品ですけれども、具体的な品目を言いますと、カレースープ、成城石井スープ、

野菜ジュース、区の防災備蓄米、そのほかにタオル、折りたたみ傘、ウエットティッシュということで、具体的な品物はそういう形になります。

今回、ローソンからの申出の中で、こちらの事業としての趣旨に一定程度合意されて、物品をいろいろ集めたということではあるのですが、なかなかまとまった数が集まらなかったということでも、日用品も要るのではないかというような話の流れの中で、そういうものもあるのであれば、ぜひいただきたいというような話の中で、結果的に集めてくださったものが、そういった日用品が加わったという形でございます。食料品がなかなか集まりにくかったという実態があったのかなというところでございます。

#### ○吉田委員

少し忘れてしまったので確認ですが、しあわせ食卓事業は、こういうことがありますよということで、必要ですというお申出があったところにお配りするということに理解していたのですが、それを確認させてください。

それで、それを前提としたとき、今回お配りするものはこういうものですよということをお知らせした上で、うちは必要ですというような流れになっているのでしょうか。その辺を確認させてください。

#### ○伊東子育て応援課長

この対象者に関しましては、昨年の段階で一定程度の基準の中で、ひとり親家庭が中心なのですが、それでお申出いただいている方、リストを作っている方に対して、今回も配送したという形になります。毎年更新をかけて、募集をかけているところですが、今回に関しては昨年、お申込みのあった方に対しての発送という形になります。

#### ○吉田委員

すみません、いろいろ聞いて。いろいろ質問したのは、課長もよくご承知だと思いますけれど、この前のしあわせ食卓事業につきましては、当の食の支援を必要とするご家庭からもいろいろ厳しいご意見が来るような、もともとのしあわせ食卓事業というのは、必要な事業だと思うのですが、ちょっとその方向性が違ってしまったのかなということで、多分いろいろな議員を通じて、いろいろな方から、厳しいご意見が上がってきていたというふうに思っております。

今回の、日用品のタオル等とかが入ることも大変結構なのですが、基本、やはりしあわせ食卓事業ということですし、今、本当に、皆さんご承知だと思いますけれど、食の支援を必要とする、特にひとり親家庭の方たちの厳しい状況というのはもう、いろいろ報道とかでも言われていると思います。そのときに、いろいろな企業が支援を申出てくださいというのは大変ありがたいとは思いますが、やはり区として進める趣旨はぶれさせないでほしいという思いで、質問をいたしました。

こういう一般企業からの申出も大変ありがたいのですが、区によってはもう少し社会福祉的な視点の、食の支援事業を行っているところもあるというふうに聞いているのですが、品川区として、もう少しその辺の考えというのはないのか、伺いたいと思います。

#### ○伊東子育て応援課長

今回、ローソンからということでしたけれども、当然、子どもの食の支援事業ということのご協力をいただきたいし、それに沿った形での協力ということで申出をいただいたところでございます。今回配送した方々は、しあわせ食卓事業ということを周知をした上で、応募をいただいたところでございますので、基本は食料品、食品中心ということは思っているところでございます。ただ、様々な企業の中で、食品もあるけれども今回もそうなのですが、日用品も送らせていただけないかというところで、

それはこちらとしても、いいのではないですかということで、お話ししたところです。基本的な考えは伝えてございますので、そこは今後の展開といたしますか、ローソン自身はまた、第2弾、第3弾もやりたいという話はいただいているところですので、時期も、品物の調達具合も分からない状況ではありますけれども、そういう申出をいただいているところでございますので、その中でこの趣旨等も既に説明しているところですが、改めてその辺はしっかり話し合いをしながら進めていければと思っております。

#### ○吉田委員

分かりました。さんざん個別では意見も申し上げているので、これ以上は申しませんが、やはり、しあわせ食卓事業の趣旨は大変いいと思っておりますが、今までの実績を見ると、賞味期限切れ直前のものだから、これ以上無駄にしないように全部食べてねみたいなお手紙がついて行ったりする、大変人権的な配慮というのも欠けているようなことになってしまって、もともとの趣旨とはずれてしまったということでいろいろ厳しいご意見も、子ども食堂の方たちを中心に上がってきたと思うのですが。ぜひ、その辺のもともとの趣旨をぶれさせないで、これからもぜひ継続していただきたいですし、寄附のお申出は大変ありがたいですけれども、そこはきちんと、事業の趣旨を伝えながら一緒に協力して、続けていっていただきたいと思っております。これは意見です。

#### ○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 その他

#### ○あくつ委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

#### ○安藤委員

パラリンピックの問題ですけれど、24日から予定されているのですが、先日、四者協議の中で、学校連携観戦については可能だとする方針が決められたという報道が流れていますけれども、改めてこの間、子ども未来部でも保育園児に対して、一部で連携観戦というのを進めていたと思うのですが、それは中止になったと認識しているのですが、改めて今の時点で、保育園児の観戦について、区としての考え方というのはどうなっているのか、何か変化があるのか、伺いたいと思っております。

#### ○廣田子ども育成課長

本日、保育の案件がございません関係で所管課長がおりませんので、私の知っている範囲で代わりにお答えさせていただきます。

学校連携観戦に関しましては中止ということで、所管から聞いております。現在も中止です。

#### ○安藤委員

分かりました。子ども未来部としても、進めていた区立保育園と一部の私立保育園の観戦についても、中止になっているということで、確認させていただきました。それで私もいいと思っております。

#### ○あくつ委員長

ほかに何か、その他でございますでしょうか。

#### ○廣田子ども育成課長

私から、すまいるスクールにつきまして、コロナウイルス感染拡大防止のため、大井第一について、一定期間預かりを休止するということについて、ご報告させていただきます。

経緯につきましては、7月下旬から8月上旬にかけて、すまいるスクール大井第一で、6名ほどなのですが、時期はすごく離れて散見した形で、新型コロナウイルスの感染者が出ております。その都度濃厚接触者等を判断して、濃厚接触者はなかったのですが、大体2週間ほどの間に6名感染したということで、保健所の判断により、この一定期間に利用した児童を対象に、8月13日と8月14日にPCR検査を実施いたしました。検査は235名、スタッフ16名、児童219名について実施いたしましたところ、13名に陽性者が出ました。

このことを受けまして、保健所のほうで聞き取りをしていただきましたところ、皆さんの話を聞くと、すまいるスクール利用の中だけの確認というよりも、夏休みですので、いろいろなところで、いろいろな方と接触しているということが、多数というか、それぞれのお子さんで見られたので、陰性となったお子さんにつきましても、この集団の中で細かい濃厚接触者という形よりも、マイナスの方も潜伏期間である可能性も考えられるということから、保健所とよく協議をして、最終的には保健所の指示により、感染拡大防止のためには一旦休室としたほうが良いという判断となりましたので、閉めることとなりました。

休室の期間につきましては、8月11日が、6名の感染者のうち最後に感染確認をしたので、その翌日から「検査をします」という周知をし、8月12日から既にお休みさせていただいておりまして、感染者が出た翌日から14日間休む必要があるということで、8月25日まで休室することといたしました。それで26日再開予定となっております。

ご家庭でお子様の健康観察を引き続き行っていただくということで周知しております。陽性の方には、こちらから個別に、保健所からも個別に、既に検査の翌日には全てご連絡を終了しております。検査を受けて陰性の方にはメールで、全員に結果をお知らせして健康確認をお願いしております。マイナスの方につきましても、すまいるスクールを最後に利用した日の翌日から14日間は、不要不急の外出はせずに、健康観察をしていただくようお願いをしているところでございます。

児童によって、使った日にちがばらばらなので、そういう形のアナウンスをさせていただいているところです。周知は既に全部終わっております。

#### ○あくつ委員長

説明が終わりました。

それでは本件に関しまして、特に確認したいことがありましたらご発言をお願いします。

#### ○安藤委員

陰性の方であっても、いろいろ判断で、しばらく自宅待機というか、すまいるを利用しないということだと思うのですが、すまいるが利用できなくてかなり困るご家庭もあると思うのですが、そういった相談というか、どういう相談がどれくらい来ていて、それに対して区はどのように対応されているのか、1点お伺いしたいのと。

あと、大井第一では2週間程度の中に6名ということだったので、ほかのすまいるでは、そこまでは出てないけれども、感染者が出ていたり、そういう状況はどれくらい広がっているのか。改めてお聞かせいただければと思います。

#### ○廣田子ども育成課長

6名はばらばらと感染者が出ていたので、その都度保健所とご連絡をとり、濃厚接触者はいませんと

いう形で継続していたのですけれども、今回の検査のお知らせをした段階で、保護者の方からお問合せもいろいろいただきました。ちょうどお盆の期間に当たったので、一部、「いつから使えるのですか」というお話も受けたのですけれども、基本的にはこの期間、お休みされている保護者の方が多かったので、大きなハレーションというか、思いのほか受けておりません。最終的に、25日まで閉めますというご案内は昨日確定しまして、この検査を受けた児童のご家庭だけではなく登録しているご家庭全部、413件登録者がいるのですけれども、メールでお流しました。その流した以降でお電話は1件もないので、今のところ、検査をしたりしている段階である程度対処していただいたのかなというのと、致し方ないというような思いでいらっしゃるのではないかと考えております。

お問合せであったのは、それぞれのお子さんで、ピアノの発表会があるから行っていいのでしょうかとか、そういう行動、どのぐらい動いていいのでしょうかというようなお問合せで、保健所から判断をいただいている旨を丁寧に説明させていただきました。学校のほうも、もう致し方ないというところでご理解を、25日を過ぎるともう、すぐ新学期ですので、その辺りは保護者の方のほうがお休みにしたのは潜伏期間ということですよという確認のお電話等もいただいているところでございます。

大井第一以外の感染状況というお話ですけれども、すまいるスクールに限らず児童センターでも、スタッフであったり、児童の感染というのは、ポツポツとは伺っておりますけれども、その都度濃厚接触者等を確認しまして、そんなに、複数件つながったということもなく、本当にないところもあれば、お子さんは症状が出ない方もたくさん、今回の13人でも症状が出ていない人がほとんどなので、陽性者が出ているということもあれば、全然聞いてないところもあるような状況と。ちょっとお答えになっているかどうか分からないのですけれど。検査をしたけれどマイナスでしたというような、ぎりぎりのところもあったりとかしますが、そのような状況でございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。やはり知らず知らずのうちに、無症状の感染者が感染を広げてしまうという事態を未然に防ぐためにも、特に大勢のお子さんが集まる子どもの施設、すまいるスクールは特にそうだと思うのですけれど、定期的な職員へのPCR検査というのは、やはり必要なのではないかと思いますし、ぜひそうしたことを検討していかなくてはいけない、実施していかなくてはいけないのではないと思うのですけれど、改めて要望しますけれど、区のお考えはいかがでしょうか。

#### ○廣田子ども育成課長

今までも、子どもを扱う施設なので、周囲に少し熱が出ただけでも検査を行うということは、必要な人、スタッフであったり、児童にも、保健所に相談してやっていただくような形をしております。また、熱を出したスタッフに関しても、あまり早く検査をしてしまうと、その時陽性と出なくて陰性だったと言うのですけれど、体調が優れないといって再検査をして陽性になるということもありますので、しかるべき時期に検査をするのが是と考えております。

今回も200件以上の検査をしておりますけれど、必要なときには大量であろうと、職員が全部検体をとるのですけれども、やりますし、必要に応じてはこれまでも、これからも実施していこうと考えているところでございます。

#### ○あくつ委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

ないようですので、委員長の私から皆様へ1点、ご報告申し上げます。

本日開催された委員長会において協議いたしまして、今年度の行政視察については、新型コロナウイルスの感染が拡大し、依然として収束の見通しが立たないことから、昨年度と同様に全委員会一律で行わないことになりましたので、ご報告いたします。

本件について、何か確認されたいことなどはございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○あくつ委員長

特にないようなので、今年度の行政視察は中止とする旨ご確認いただいたものとし、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

○午後3時34分閉会